　　　吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱

令和６年吉岡町訓令第２８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定により認定を受けた認定農業者又は法第１４条の４第１項の規定により認定を受けた認定就農者（以下これらを「認定農業者等」という。）の育成、確保及び農業経営の改善を図るため、農業用機械の購入等を行おうとする認定農業者又は認定新規就農者に対し、予算の範囲内で交付する吉岡町認定農業者農業経営改善補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し吉岡町補助金等交付に関する規則（昭和４５年吉岡村規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、認定農業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(1)　吉岡町（以下「町」という。）内に住所を有する個人事業主又は町内に主たる事業所を置く法人であること。

(2)　法第１２条第１項の規定により認定を受けた農業経営改善計画（法第１３条第１項の規定により変更の認定を受けたものを含む。）又は法第１４条の４第１項の規定により認定を受けた青年等就農計画（法第１４条の５第１項の規定による変更の認定を受けたものを含む。）（以下これらを「農業経営改善計画等」という。）の達成が実現可能であると見込まれること。

(3)　町税等（吉岡町税条例（昭和３０年吉岡村条例第２８号）第３条に規定する町税及び吉岡町国民健康保険条例（昭和３５年吉岡村条例第６３号）第１１条に規定する国民健康保険税をいう。）の滞納がないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農業用機械の購入又は農業用施設の整備若しくは農業用設備の導入（以下これらを「農業用機械の購入等」という。）を行う事業であって、農業用機械の購入等に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）が３０万円以上であるものとする。ただし、中古品の農業用機械の購入等にあっては、残存する耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が２年以上あるものに限る。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費に１０分の３を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、３０万円を限度とする。

２　この要綱による補助金の交付は、一の交付対象者につき一の年度当たり１回限りとする。ただし、自然災害による被害その他やむを得ない事由があると吉岡町長（以下「町長」という。）が認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、規則第３条の規定にかかわらず、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容が次に掲げる補助金の交付基準に適合しているかを審査し、補助金の交付の可否を決定し、規則第４条の規定にかかわらず、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

(1)　補助対象事業が、農業経営改善計画等の達成のために必要な事業と認められるものであること。

(2)　補助対象事業が、国、群馬県、町その他の自治体等が実施する同様の補助金等の交付を受けていないこと。

(3)　補助対象事業により取得した農業用機械又は農業用施設若しくは農業用設備（以下これらを「補助対象農業用機械等」という。）の耐用年数を経過するまでの期間以上営農を継続することが見込まれること。

（変更承認申請）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、その申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ吉岡町認定農業者農業経営改善補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その可否を決定し、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金事業変更（中止・変更）承認（不承認）決定通知書（様式第４号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、規則第８条の規定にかかわらず、速やかに吉岡町認定農業者農業経営改善補助金事業実績報告書（様式第５号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、規則第５条の規定にかかわらず、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金額確定通知書（様式第６号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による補助金の額の確定後に吉岡町認定農業者農業経営改善補助金請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（概算払）

第１２条　町長は、補助対象事業の目的を達成するため特に必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助金を概算払することができる。

２　前項の規定により概算払を請求しようとする補助事業者は、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金概算払請求書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

３　概算払により交付した補助金の額と第１０条の規定により確定した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（利用状況の報告）

第１３条　補助事業者は、補助対象農業用機械等の利用の状況について、利用状況報告書（様式第９号）を作成し、補助対象事業が完了した日の属する年度からそれらの耐用年数の経過する日の属する年度までの期間において、各年度の３月末日までに町長に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第１４条　補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を、その財産を取得した日から耐用年数の経過する日までの期間において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。ただし、あらかじめ町長に届け出てその承認を受けた場合は、その限りでない。

（交付の取消し及び返還）

第１５条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(1)　予定されていた補助対象事業を実施しないとき。

(2)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)　その他町長が不適当と認めたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により、当該取消しに係る補助事業者に通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定により補助金の返還を命じるときは、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金返還通知書（様式第１１号）により、当該返還に係る補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

（この訓令の失効）

２　この訓令は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１３条から第１５条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

　吉岡町長　様

申請者　住所

氏名

※法人の場合は、所在地並びに

法人の商号又は名称及び代表者の職氏名

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付申請書

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金の交付を受けたいので、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１　交付申請額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業の内容 | 種別  ※該当するものにチェックをすること。 | 補助対象経費  ※消費税及び地方消費税を除いた額とすること。 |
|  | □農業用機械  □農業用施設  □農業用設備 | 円 |
|  | □農業用機械  □農業用施設  □農業用設備 | 円 |
|  | □農業用機械  □農業用施設  □農業用設備 | 円 |
| 合計（Ａ） |  | 円 |
| Ａの１０分の３の額（Ｂ）  ※１，０００円未満の端数切捨て | Ａ　×　３０％　＝ | 円 |
| 補助金限度額（Ｃ） |  | ３００，０００円 |
| 補助金交付申請額  ※ＢとＣのいずれか低い額 |  | 円 |

２　添付書類

(1)　収支予算書

(2)　カタログ、設計図書その他の補助対象事業の内容が確認できる書類

(3)　見積書の写し

(4)　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

吉岡町長　　　　　　　　　　印

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付（不交付）決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました吉岡町認定農業者農業経営改善補助金については、下記のとおり決定したので、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱第６条の規定により、通知します。

記

１　交付決定額（不交付の場合はその理由）　　　　　　　　　　　　　円

２　交付条件

　(1)　補助金の交付対象となる事業は、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付申請書記載のとおりとする。

　(2)　補助金は、目的以外に使用しないこと。もし、補助金の全部又は一部を補助の目的に反して使用したときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

　(3)　補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ承認を受けなければならない。

(4)　補助対象事業は、　　　　年　　月　　日までに完了しなければならない。

(5)　補助対象事業が完了したときは、速やかに吉岡町認定農業者農業経営改善補助金事業実績報告書を提出しなければならない。

(6)　補助事業者は、補助対象事業により取得した農業用機械は農業用施設若しくは農業用設備の利用状況について、利用状況報告書を作成し、補助対象事業が完了した日の属する年度からそれらの耐用年数の経過する日の属する年度までの期間において、各年度の３月末日までに町長に提出しなければならない。

(7)　補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産を取得した日から耐用年数の経過する日までの期間において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(8)　補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産については、その財産を取得した日から耐用年数の経過する日までの期間において、町長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。

様式第３号（第７条関係)

年　　月　　日

　吉岡町長　様

補助事業者　住所

氏名

※法人の場合は、所在地並びに

法人の商号又は名称及び代表者の職氏名

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号により吉岡町認定農業者農業経営改善補助金の交付決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１　変更交付申請額

(1)　当初交付決定額　　　　　　　　　　　　円

(2)　変更額　　　　　　　　　　　　　　　　円

(3)　変更交付申請額　　　　　　　　　　　　円

２　変更（中止・廃止）の内容及び理由

３　添付書類

(1)　変更（中止・廃止）収支予算書

(2)　その他町長が必要と認める書類

様式第４号（第８条関係)

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

吉岡町長　　　　　　　　　　印

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました吉岡町認定農業者農業経営改善補助金の変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定したので、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱第８条の規定により、通知します。

記

１　当初交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　変更交付決定額（不承認の場合は、その理由）　　　　　　　　　　　　　円

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

　吉岡町長　様

補助事業者　住所

氏名

※法人の場合は、所在地並びに

法人の商号又は名称及び代表者の職氏名

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金事業実績報告書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号により交付決定を受けた吉岡町認定農業者農業経営改善補助金事業が完了したので、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

　　既交付額　　　　　　　　　　　　　　　円

　　精算額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

(1)　収支決算書

(2)　写真その他の補助対象事業の実施状況が確認できる書類

(3)　領収書の写し

(4)　その他町長が必要と認める書類

様式第６号（第１０条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

吉岡町長　　　　　　　　　印

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金額確定通知書

　　　　年　　月　　日付けで実績報告のありました吉岡町認定農業者農業経営改善補助金については、下記のとおり確定したので、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱第１０条の規定により、通知します。

記

確定額　　　　　　　　　　円

様式第７号（第１１条関係）

年　　月　　日

　吉岡町長　　様

補助事業者　住所

氏名

※法人の場合は、所在地並びに

法人の商号又は名称及び代表者の職氏名

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金請求書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号により確定された吉岡町認定農業者農業経営改善補助金について、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　（内訳）

　　　確定額　　　　　　　　　　　円

　　　既交付済額　　　　　　　　　円

２　振込先口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 種目・口座番号 |  |
| 銀行・金庫・組合 | 普通・当座 |  |
|  |
| 本店・支店 | № |  |

様式第８号（第１２条関係）

年　　月　　日

　吉岡町長　様

補助事業者　住所

氏名

※法人の場合は、所在地並びに

法人の商号又は名称及び代表者の職氏名

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金概算払請求書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号で交付決定のありました吉岡町認定農業者農業経営改善補助金について、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

　　（既交付済額　　　　　　　　　　　　　円）

２　概算払請求額　　　　　　　　　　　　　円

３　概算払請求理由

４　振込先口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 種目・口座番号 |  |
| 銀行・金庫・組合 | 普通・当座 |  |
|  |
| 本店・支店 | № |  |

様式第９号（第１３条関係）

年　　月　　日

　吉岡町長　様

補助事業者　住所

氏名

※法人の場合は、所在地並びに

法人の商号又は名称及び代表者の職氏名

利用状況報告書

１　補助対象農業用機械等の概要

(1)　吉岡町認定農業者農業経営改善補助金の交付決定の状況

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号

(2)　補助対象農業用機械等の名称等

２　利用場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地番 | 作物名 | 収穫高等  ※単位を記載すること。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

３　利用状況（作物別に利用時期を記入すること。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作物名 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |

※　作物名欄は、上段に作物名、下段に面積を記入すること。

※　記載については、○：播種　△：移植又は作付　×：収穫　とすること。

※　報告欄が不足する場合は、適宜追加すること。

様式第１０号（第１５条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

吉岡町長　　　　　　　　　　印

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付決定取消通知書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号で交付決定しました吉岡町認定農業者農業経営改善補助金について、下記のとおり交付決定した内容の全部（一部）の取消しを決定したので、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金交付要綱第１５条第２項の規定により、通知します。

記

１　補助金交付決定の取消額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　取消し後の補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

３　取消しの理由

様式第１１号（第１５条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

吉岡町長　　　　　　　　　　印

吉岡町認定農業者農業経営改善補助金返還通知書

　　　　年　　月　　日に交付しました補助金について、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金返還通知書交付要綱第１５条第３項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

１　返還すべき金額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　返還期限　　　　　年　　月　　日まで

３　返還方法　添付の納入通知書による。

４　返還理由